

別 表

1	酪農経営支援総合対策事業	・ ・ ・ 1 頁
2	肉用牛経営安定対策補完事業	・ ・ ・ 16 頁
3	養豚経営安定対策補完事業	・ ・ ・ 27 頁
4	堆肥舎等長寿命化推進事業	・ ・ ・ 30 頁
5	国産畜産物安心確保等支援事業	・ ・ ・ 32 頁
6	食肉流通改善合理化支援事業	・ ・ ・ 35 頁
7	畜産副産物適正処分等推進事業	・ ・ ・ 41 頁
8	畜産経営安定化飼料緊急支援事業	・ ・ ・ 43 頁
9	畜産経営災害等総合対策緊急支援事業	・ ・ ・ 45 頁
10	国産乳製品等競争力強化対策事業	・ ・ ・ 52 頁

1 酪農経営支援総合対策事業

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や優良な乳用牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図るため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① (1)～(7)の7つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
- ② (1)のア～エの取組及び項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
- ③ (2)のア、ウの取組を応募する場合は、イと併せて応募しなければならない。
- ④ (3)の都道府県を区域とする取組及び項目は、事業の合理的執行の観点から都道府県ごとに1者を採択する。
(3)のア～ウの3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
(3)アの(ア)～(サ)、(3)ウの(ア)～(ケ)の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、(3)ウの(ク)の項目は、ア～ウのその他の項目のいずれかと併せて公募しなければならない。
(3)ア(ア)のa～g、(3)ア(イ)のa～c、(3)ウ(イ)のa～d、(3)ウ(ウ)のa・b、(3)ウ(ケ)a～gは、一又は複数を選択して応募することができる。
- ⑤ (4)のア・イの2つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
(4)アの(ア)～(エ)、(4)イの(ア)・(イ)の項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
- ⑥ (5)のア～エの取組及び項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
- ⑦ (6)のア～ウの3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。ただし、(6)のア・イの取組は、併せて応募しなければならない。
(6)アの(ア)～(キ)、(6)イの(ア)～(エ)の項目は、それぞれ単独で応募することはできない。
(6)ウの(ア)～(ウ)の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、(6)ウの(イ)の項目は、(6)ウの(ア)の項目の取組を実施する乳用後継牛の広域預託を推進する団体が応募することができる。
- ⑧ (7)のア～ウの3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。

⑩ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

2

事業の内容	補助金の予定額	補助率
b 暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借り受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け (オ) 供用期間の延長支援 a 乳用牛の供用期間の延長を図るため、酪農経営体が所有する分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期における乳房炎治療の実施 b 乳用牛に対する乳房炎ワクチンの接種 イ 乳用育成牛の事故率の低減 乳用育成牛の呼吸器系又は消化器系の疾病を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種 ウ 後継牛の確保の推進 (ア) 後継牛確保を図るため、乳用牛の繁殖、飼養管理等の技術的知見を集約し、啓発するための取組 a 会議及びセミナーの開催 b aの取組を円滑化するための現地調査 c 普及・啓発資料の作成等 (イ) ア及びイの取組の円滑な推進 a 生産者集団等がア及びイの取組を実施する場合の技術的支援 b 生産者集団等が策定した乳用牛確保計画の審査、現地調査、事業の円滑な推進を図るための会議の開催、当該事業の普及・啓発活動、生産者集団等に対する指導等		定額 ただし、1頭当たり1千円以内 定額 ただし、1頭当たり1千円以内 定額 ただし、1頭1回当たり1千円以内 定額 定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
エ 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援 (ア) 代替飼料の共同購入支援 暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組 (イ) 代替飼料の共同購入の推進 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等 <u>(2) 酪農労働省力化対策事業 (※)</u> 楽酪応援会議に対し、ア又はイの取組への支援を実施するとともに、ウの取組を自ら実施 ア 楽酪応援会議推進事業 酪農を営む者の実情に応じ、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に必要なとなる計画の策定や機械装置等の選定を行う取組 イ 機械装置導入及び機械装置と一体的な施設整備事業 酪農を営む者が省力化機械装置（搾乳ロボット、ミルクングパーラー、搾乳ユニット搬送レール、自動給餌機、ほ乳ロボット、バーンスクレーパー等）の導入及び機械装置の導入と一体的な施設の整備を行う取組 ウ 全国推進指導事業 ア及びイの事業を円滑に実施するため、事業推進会議の開催並びに事業の推進、指導及	(2) の事業 758,000 千円以内	定額 ただし、1 kg 当たり 5 円以内 定額 定額 3,000 千円以内 うち、事業の円滑な推進に係る経費は(2)の事業費の1割以内 1／2 以内 機械装置導入については、1 経営体当たり 40,000 千円以内 施設整備については、施設整備を必要とする機械装置本体価格の1／2 以内 定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
び調査等の取組 <u>(3) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業</u> 都道府県を区域として、ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現及び担い手の確保を図るため、次に掲げるア、イ及びウ（（ア）から（ク）までに限る。）の取組を自ら実施し、又は酪農ヘルパー利用組合等に対し、次に掲げる取組又は項目のうち、ウの（ク）及び（ケ）を除く一若しくは複数の取組若しくは項目への支援を実施 また、全国を区域として、次に掲げるアの（キ）及びウの（ケ）の取組のうち一又は複数の取組を自ら実施 ア 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援 （ア）酪農ヘルパーを育成するための取組 a 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技術研修等に係る参加促進 b 酪農経営の新規就農を希望する酪農ヘルパーが離農を予定する酪農家の円滑な承継を図るための派遣研修等に係る参加促進 c 酪農ヘルパー要員を確保するための雇用前研修手当の交付等 d 酪農ヘルパー実践研修手当の交付等	（3）の事業 727,112 千円以内	1 / 2 以内 ただし、1 人当たり 8 千円 / 日以内 1 / 2 以内 ただし、1 人当たり 8 千円 / 日以内 1 / 2 以内 ただし、1 人当たり 25 千円 / 月以内 1 / 2 以内 ただし、1 人当たり 37.5 千円 / 月以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
e 酪農ヘルパーを対象とした資質向上のための研修会の開催等 f 他団体等が開催する研修会への参加及び参加促進 g 酪農ヘルパー実践研修者を対象とする住宅・通勤手当の交付 (イ) 酪農ヘルパー要員の確保のための職業認知度の向上及び募集活動 a 酪農ヘルパーの職業認知度の向上及び酪農ヘルパー要員確保のための教育機関への出前講座の実施 b 酪農ヘルパー要員の確保のための募集広告の掲載並びにイベントへの参加及び開催 c a 及び b 以外の酪農ヘルパー要員の確保のための募集活動の実施		1 / 2 以内 1 / 2 以内 ただし、参加促進費は 1 人当たり 8 千円 / 日以内 定額 ただし、1 人当たり 33 千円 / 月以内 定額 定額 ただし、1 酪農ヘルパー利用組合当たり 1,000 千円以内、活動区域が都道府県全域にわたる場合は 1 酪農ヘルパー利用組合当たり 2,000 千円以内、自ら募集活動を実施する都道府県を区域とする団体のうち募集活動の対象とする酪農ヘルパー利用組合の数が 10 未満の場合は 2,000 千円以内、10 以上の場合は 4,000 千円以内 1 / 2 以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(ウ) 臨時ヘルパーの出役支援 (エ) 酪農ヘルパー業務に必要な免許及び資格の取得支援 (オ) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等 (カ) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等 (キ) 酪農ヘルパーに関心のある学生を対象としたインターンシップの実施 (ク) 内定者を対象とした就業前研修の実施 (ケ) 特定技能外国人の活用に向けた課題整理のための会議の開催、調査及び現地採用の実施並びに特定技能外国人の生活支援を行う機関への委託 (コ) 酪農ヘルパー利用組合（組合員である酪農家を含む。）等を対象とした酪農ヘルパーの定着化のためのコミュニケーションやコーチングのための研修会の実施 (サ) 酪農ヘルパーを目指す生徒又は学生への修学資金の給付 イ 傷病時の利用の円滑化 傷病時（病気、事故、出産、忌引き、父母等の病気見舞いに伴う里帰り、育児サポート、研修等への参加）に酪農ヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金の負担軽減を行う互助制度の実施		定額 ただし、1 出役当たり 1 千円 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 定額 ただし、宿泊費は学生 1 人当たり 6 千円 / 泊以内 定額 ただし、宿泊費は内定者 1 人当たり 6 千円 / 泊以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 ただし、1 人当たり 60 千円 / 月以内 負担軽減額の 1 / 2 以内 ただし、複数の利用組合が、互助制度を統合した場合、互助制度を統合した年度の 1 年

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ウ 酪農ヘルパー利用組合の強化等 (ア) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発、出役活動調整等のための推進協議会の開催等 (イ) 利用組合の運営改善 - a コンサルタント等を活用した経営診断の受診及び指導に基づく収支改善計画の作成 - b aに掲げる経営診断及び収支改善計画等を踏まえた事務の効率化 - c 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための外部委託等の推進 - d 酪農ヘルパーの出役調整に係る事務軽減を図るための出役調整に係る電子システムの導入及び運営 (ウ) 広域利用調整等の促進 - a 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を推進するための検討会の開催 - b 広域利用等による出役調整 (エ) 酪農ヘルパーの傷害補償保険及び損害賠償保険の加入促進 (オ) 家畜防疫対策に係る計画の作成及び防疫機器等の整備 (カ) 酪農ヘルパーの待遇改善奨励金の交付		間に限り 2 / 3 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 定額 上限額は、利用料金の引き上げ額に応じて、専任ヘルパーの人数に下表の奨励金単価を乗じた金額とし、交付対象期間は 24 か月以内 ただし、13 か月目以降については、上限額は、専任ヘル

事業の内容	補助金の予定額	補助率	
(キ) 酪農ヘルパー事業を推進するための地域独自の取組 (ク) 事業の円滑な推進を図るための推進指導 (ケ) 酪農ヘルパー推進事業 a 酪農ヘルパー利用組合の組織運営体制及び利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会の開催及び情報提供 b 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催 c 酪農ヘルパーに必要な知識及び技術を習得させるための初任者研修の実施 d 中堅酪農ヘルパーの指導力向上に向けた検討会の開催 e 教育機関等における講演、酪農ヘルパーの仕事を紹介するリーフレットやホームページ等の作成、各種イベントへの出展等の酪農ヘルパーの職業認知度向上に向けた取組 f 人材コンサルタントを活用した酪農ヘルパーの採用及び定着の促進を図るための		パーの人数に下表の奨励金単価の1／2を乗じた金額	
		利用料金の引き上げ額	奨励金単価
		3千円以上/人・日	30千円/月
		2千円以上3千円未満/人・日	20千円/月
		1千円以上2千円未満/人・日	10千円/月
		1／2以内	
		定額	
		定額	
		定額	
		定額	
定額			

事業の内容	補助金の予定額	補助率
取組の実証 g 事業の円滑な推進のための会議の開催及び指導等		定額
<u>(4) 乳用牛改良増殖推進事業</u> 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進を図るため、全国を区域としてアの取組を自ら実施し、又は都道府県を区域として、検定組合等がアの（エ）の取組を実施するのに対して支援。また、全国又は都道府県を区域として、検定組合等がイの（ア）の取組を実施するのに対して支援するとともに、イの（イ）の取組を自ら実施し、又は生産者集団等が実施するのに対して支援。	（４）の事業 548,058 千円以内	
ア 遺伝的能力向上対策 （ア）乳用牛の遺伝子情報を用いたゲノミック評価の実施のために必要なサンプル収集及び検査	うちアの取組 377,936 千円以内	定額
（イ）乳用牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催		定額
（ウ）泌乳持続性の高い乳用牛の改良を進めるためのゲノミック評価に必要なシステムの開発		定額
（エ）調整交配用精液の活用を实践する酪農経営体に対する乳用種雄子牛の出生頭数に応じた支援金の交付		定額 ただし、1頭当たり6千円以内
イ 飼養管理技術の向上対策 （ア）酪農家に対して行う乳用牛の飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等	うちイの取組 170,122 千円以内	定額
（イ）飼養管理技術の指導及びそれらに必要な分析・検査等を支援するための取組		定額
<u>(5) 生乳流通体制合理化推進事業</u>	（５）の事業	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
生乳の流通コストの削減を図り酪農経営の収益性の改善に資するため、全国又は都道府県等を区域として、次に掲げる取組を自ら実施し、又は農協、農協連等（以下「生乳生産者団体」という。）が次に掲げる取組を実施するのに対して支援 ア 生乳流通合理化体制整備 （ア）生乳生産者団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会及び生乳需給調整協議会の開催 （イ）生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直し、集送乳のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画の策定 （ウ）生乳需給調整協議会の意見を踏まえ、生乳の広域的な流通の方策等を定める生乳需給調整計画の策定 イ 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 （ア）生乳流通体制合理化機械装置リース アの（イ）の「生乳流通合理化計画」に基づく、集送乳の合理化を図るための生乳流通体制合理化機械装置（大型タンクローリー、バルククーラー等）の借受者が貸付者に対し支払う貸付料の軽減 （イ）生乳流通体制合理化機械装置整備 アの（イ）の「生乳流通合理化計画」に基づく、集送乳の合理化を図るための既存の貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修	424, 301 千円以内	定額 定額 定額 1 / 3 以内 ただし、生乳受託販売団体又は生乳買取販売団体までの販売組織が2団体以下となるような取組等を行う又は行っている場合は1 / 2 以内 1 / 3 以内 ただし、生乳受託販売団体又は生乳買取販売団体までの販売組織が2団体以下となるような取組等を行う又は行っ

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ウ 生乳需給調整機能装置の整備 アの（ウ）の「生乳需給調整計画」に基づく、生乳の広域的な流通を図るための既存の生乳需給調整機能装置の補改修 エ 事業推進 ア～ウの取組の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び推進指導等		ている場合は1／2以内 1／3以内 ただし、1事業者当たり上限1千万円 定額
<u>（6）地域の生産体制強化事業</u> 生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、全国を区域として、ア及びイの取組を自ら実施し、又は生産者集団等が実施するのに対して支援。また、ウの取組を自ら実施。ただし、ウ（ア）及び（ウ）については、全国を区域とする。	（6）の事業 292,947 千円以内	
ア 担い手確保推進対策 （ア）担い手確保を推進するための企画検討会議の開催 （イ）マッチング促進等のための情報発信 （ウ）酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催 （エ）研修施設の運営	うちアの取組 23,648 千円以内	定額 定額 定額 定額 ただし、施設の補改修に必要な資材については、上限500千円とし、指導謝金は上限8千円／日とし、税理士等へ

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(オ) 酪農の後継者（法人の後継経営者や管理者を含む）や新規就農者を対象として、経営マネジメントの向上を図る取組 (カ) 酪農経営指導を行う者を対象とした経営指導力の向上を図るための研修会の開催 (キ) 事業の円滑な推進を図るための指導等		の委託費用は、1 / 2 以内 定額
イ 新事業体創出支援対策 (ア) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催 (イ) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査 (ウ) 協業化に当たっての労務管理や経営向上セミナー等の実施	うちイの取組 6,352 千円以内	定額 定額 定額 ただし、経営コンサル等への委託費用は、1 / 2 以内 定額
(エ) 事業の円滑な推進を図るための指導等		
ウ 広域的な乳用牛預託推進対策 (ア) 広域預託推進 乳用後継牛の広域預託を推進する団体が行う、乳用後継牛の預託農家への広域預託及び元の酪農家への返還を推進する取組に対し、奨励金を交付	うちウの取組 262,947 千円以内	定額 預託終了時の牛の移動に対し預託牛1頭当たり 31 千円以内 ただし、令和4年度までの事業において、既に預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛については23 千円以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(イ) 預託育成体制の整備 a 預託農家の実情に応じ、後継牛の広域預託育成体制強化を図るための計画の策定及び事業の円滑な推進を図るための取組 b aの計画に基づき、預託牛の飼養管理施設の整備に必要な資機材（省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置（発情発見装置、放牧監視装置、ほ乳ロボット等）及び機械装置の導入と一体的な施設の整備並びに育成牛の飼養管理に必要な資材（電牧柵、飼槽、給水器、防虫機器等））を購入し、又はリース会社から借り受け、預託農家に支給又は貸付ける取組 (ウ) 預託牛輸送のモーダルシフト実証試験（※） 預託牛輸送の鉄道輸送への転換を検討するため、モーダルシフト実証試験計画の策定及び当該計画に基づき行う牛の輸送実証試験の取組		定額 1 / 2 以内
<u>(7) 生乳需要基盤確保事業</u> 国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、全国を区域として、ア、イ及びウの取組を自ら実施し、また、生産者集団等がアの（ウ）及び（エ）の取組を実施するのに対して支援	(7) の事業 63,255 千円以内	定額
ア 生乳生産者需要確保事業 消費者に対して理解醸成活動等を行うことにより、国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施 (ア) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催 (イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施 (ウ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成及び作成に対する支援 (エ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・宣伝活動等及び広報・宣伝活動等に	うち、アの取組 25,554 千円以内	定額 定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
対する支援 イ 牛乳乳製品需要創出事業 牛乳乳製品の新たな利用場面の普及や価値訴求等により、国産牛乳乳製品需要の創出・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施 (ア) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための推進会議の開催 (イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施 (ウ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための調査研究、実証調査の実施 (エ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための研修会、セミナー等の実施 (オ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報資材等の作成 (カ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施 ウ 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の需要を拡大するため、全国を区域として次に掲げる取組を実施 (ア) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催 (イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施 (ウ) 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等 (エ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成 (オ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施	うち、イの取組 33,383 千円以内 うち、ウの取組 4,318 千円以内	定額 定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 定額 定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内

注：(※) が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者 1 者を採択することとする。

2 肉用牛経営安定対策補完事業

高齢化等に対応した肉用牛ヘルパーへの支援、地域の特色ある肉用牛振興対策、肉用子牛流通等対策を支援するため、全国を区域として（１）、（４）及び（５）の事業、並びに都道府県等を区域として（２）及び（３）の事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、（１）～（５）の５つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
- ② （１）のア～エの４つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
（１）アの（ア）～（ウ）の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、（１）アの（ア）・（イ）の項目は、単独で応募することはできない。
（１）ウの（ア）・（イ）の項目は、単独で応募することはできない。
- ③ （２）のア・イの２つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
（２）アの（ア）～（オ）、（２）イの（ア）～（ウ）の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。ただし、（２）アの（オ）の項目を応募する場合には、（２）アの（ア）～（エ）のいずれかと併せて応募しなければならない。（２）イの（ウ）の項目を応募する場合には、（２）イの（ア）・（イ）のいずれかと併せて応募しなければならない。
（２）ア（イ）の a・b、（２）イ（ア）の a～d、（２）イ（イ）の a～d は、一又は複数を選択して応募することができる。
（２）イ（ア）d の（a）～（c）、（２）イ（イ）a の（a）～（c）は、一又は複数を選択して応募することができる。
- ④ （３）のア～ウの３つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。ただし、（３）のウの取組は、（３）のア・イのいずれかと併せて応募しなければならない。
- ⑤ （４）のア・イの２つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
（４）イの（ア）・（イ）の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。
- ⑥ （５）のア・イの２つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
- ⑦ 補助金予定総額：2,865,124 千円
- ⑧ 実施期間：本事業の実施期間は令和６年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
例紹介、PR資材の作成、就農フェア等での相談窓口の設置、畜産就農を促進するための就農セミナーや研修会の開催及び事業の推進指導 (イ) 中核的担い手の育成 中核となる人材の育成支援のため、財務、労務管理等の経営指導、現地調査、研修会の開催及び事業の推進指導 (注) 重点テーマを定めて実施すること		定額
エ 一産取り肥育普及・定着支援事業 (※) 飼養管理マニュアルを活用した現地研修会の開催、事例調査・紹介等及び事業の推進指導	うちエの事業 6,234 千円以内	定額
<u>(2) 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業</u> 都道府県等を区域として肉用牛生産基盤の強化及び特色ある肉用牛生産の振興を図るため、次の一又は複数の事業を実施。(以下の事業のうち、生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の実施する事業に対する支援については、民間団体が支援に代えて自ら実施する場合を認める。)	(2) の事業 2,244,157 千円以内	
ア 肉用牛生産基盤強化対策事業	うちアの事業 1,641,759 千円以内	
(ア) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 地域の改良基盤の強化を推進するため、生産者集団等が遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合、又は地域内の繁殖農家等に貸し付ける場合における奨励金の交付		定額 1 頭当たり 60 千円又は 90 千円以内
(イ) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 a 生産者集団等が行う繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎(育成牛舎を含む。)の整備及		1 / 2 以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
び器具機材等の導入への支援 b 生産者集団等が行う子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）の導入への支援 (ウ) 肉用牛ヘルパー推進 肉用牛ヘルパー利用組合が行う肉用牛ヘルパー活動の組織化、適正運営、肉用牛ヘルパー要員の確保（傷害保険等の加入促進）、出役調整、研修会等の開催、機具の借上、傷病時等・高齢者等・放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動への支援 (エ) 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）の肉用牛の生産者が死亡した肉用牛（BSE 検査対象牛は除く。）を島外の死亡牛処理施設（化製場等）へ輸送して処理する場合における当該海上輸送への支援 (オ) 肉用牛振興推進指導 （ア）から（カ）までの事業を円滑に実施するため、会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査及び事業の推進指導 イ 地域の特色ある肉用牛振興対策事業 （ア）地方特定品種等の振興	うちイの事業 602,398 千円以内	1 / 2 以内 ただし、細霧装置については 1,000 千円以内／経営体、子牛用ヒーターについては 700 千円以内／経営体 1 / 2 以内 定額 ただし、専用容器等の海上輸送 1 回当たりに要する経費については 2 / 3 以内 定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
生産者集団等が品種の特徴を活かした販売戦略と一体的な牛肉生産及び飼養頭数の維持・増頭を行うための次に掲げる取組への支援 a 地域の生産・販売計画の策定・周知 品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定・周知 b 特徴ある牛肉生産等 特徴ある牛肉生産を行うため、放牧地の利用向上に係る放牧地の整備、有機飼料等の生産、まき牛の導入、多様な系統群を確保するための他の都道府県からの種雄牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農家等の認証等 c 計画出荷対策 地域で定めた出荷計画に基づく、肥育牛の出荷時期調整 d 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援 (a) 効率的な生産体制の構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援 (b) 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置や分娩監視装置等の機器等の導入に係る支援 (c) 遺伝的に優良な雌牛から、受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取や移植の取組に係る支援		1 / 2 以内 1 / 2 以内 ただし、まき牛の導入については1頭当たり400千円以内 定額 ただし、出荷時期調整に要する経費については1 / 2 以内 1 / 2 以内 精液1本当たり8千円以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内 ただし、受精卵の採取については1回当たり17千円以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(イ) 離島等及び山振地域における肉用牛振興 a 離島等子牛流通活性化 (a) 離島等において生産された 12 か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「離島等子牛」という。）を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付 (b) 離島等子牛に係る集出荷計画の策定並びに家畜取引情報の収集及び提供 (c) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付 b 山振地域子牛流通活性化 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村（以下「山振地域」という。）において生産された 12 か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「山振子牛」という。）を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が山振地域内の家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付 c 優良子牛適正出荷推進 離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子牛又は山振子牛を家畜市場に出荷する場合における奨励金の交付及び肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入への支援 d 子牛流通活性化推進 離島等及び山振地域の子牛流通の活性化を推進するための普及推進活動 (ウ) 地域の特色ある肉用牛生産推進指導 (ア) 及び (イ) の事業を円滑に実施するための会議の開催及び事業の推進指導		内 定額 2 / 3 以内 定額 定額 定額、2 / 3 以内 (奨励金は定額) 2 / 3 以内 定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率	
<u>（３）肉用牛流通促進対策事業</u> 肉用子牛等の流通の円滑化を図り、肉用牛経営の競争力強化と国産牛肉の安定供給に資するため、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又はこれらの者を会員とする一般社団法人が、肉用子牛等の集荷計画を策定し、この計画に基づき家畜市場等を通じて、次の一又は複数の取組への支援を実施 ア 肉牛子牛市場流通促進対策 肉用子牛を計画的に導入し、次の（ア）又は（イ）に取り組む肥育農家等に当該牛を預託 （ア）肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程に係る同意 （イ）牛個体識別全国データベースの飼養地情報公表の同意	（３）の事業 490,103 千円以内 うちアの事業 377,200 千円以内	定額（１頭当たり）	
		黒毛和種 （雄（去勢））（受精卵移植により生産された６か月齢未満の若齢子牛を含む）	18,000 円
		黒毛和種 （雌）（受精卵移植により生産された６か月齢未満の若齢子牛を含む）	9,000 円

事業の内容	補助金の予定額	補助率	
イ 肉用子牛安定供給対策 繁殖用に仕向けることが可能な雌子牛等を計画的に導入し、繁殖に取り組む意欲のある肥育農家等に預託	うちイの事業 72,878 千円以内	褐毛和種	12,000 円
		その他肉専用種	9,000 円
		交雑種（初生牛を含む）	8,000 円
		乳用種（初生牛）	4,000 円
		乳用種（初生牛を除く）	6,000 円
		定額（1 頭当たり） 繁殖用雌子牛については	
		黒毛和種（受精卵移植により生産された 6 か月齢未満の若齢子牛を含む）	37,000 円
		褐毛和種	33,000 円
		その他肉専	28,000 円

事業の内容	補助金の予定額	補助率		
		用種		
		交雑種（初 生牛を含 む）		23,000 円
		経産牛（妊娠牛を含む。）につ いては		
		黒毛和 種	74 か月 齢未満	26,000 円
			74 か月 齢以上	4,500 円
		褐毛和 種	74 か月 齢未満	24,000 円
			74 か月 齢以上	4,000 円
		その他 肉専用 種	74 か月 齢未満	22,000 円
			74 か月 齢以上	3,500 円
		交雑種	74 か月 齢未満	18,000 円

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ウ 預託牛の確認及び技術指導等の事業の推進指導 <u>（４）肉用牛導入支援事業</u> （３）を促進するため、次に掲げる取組を実施 ア 預託牛導入への債務保証 家畜商組合からの拠出金等により預託牛導入保証積立金を造成し、肉用子牛等導入資金の借入れに係る債務の保証及びその保証債務に弁済事故が起きた場合の代位弁済（なお、応募団体は、肉用牛導入支援事業において令和５年度までに金融機関と締結している債務の保証に関する契約を引き継ぐものとする。） イ 預託牛導入拡大の支援 （ア）預託牛導入の拡大に向けた運用体制の構築 預託牛導入拡大に向けた運用体制の構築や資金調達手法等を検討するための会議の開催、現地実態調査、地域へのフィードバック等 （イ）健全な家畜取引推進のための啓発普及 家畜商組合自らが健全な家畜取引を推進する防疫対策等の取組強化の検討、啓発普及資料の作成等 <u>（５）肉用牛流通多様化推進事業（※）</u> 生産者が多様な購入先から肉用牛を導入できるよう、遠隔地からの肉用牛導入をサポートする仕組みの利用環境の整備や地域における流通体制の強化、肉用牛生産基盤の強化を図るための取組への支援を実施。	うちウの事業 40,025 千円以内 （４）の事業 30,275 千円以内 アの代位弁済を行う場合には、別途補助する。 ただし、補助上限の総額は1,100,000 千円とする。 （５）の事業 32,596 千円以内	定額 10／12 以内 応募団体が代位弁済を行う場合にその額の 10／12 以内を補助 定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ア 代理人（家畜商等）に関するデータベース利用推進のための検討会の開催、データベース利用環境の整備及び普及啓発		定額
イ 集出荷体制、飼養管理、経営管理の改善に係る検討会や研修会の開催、調査、指導、情報の収集等の実施及び事業の推進指導		定額

注: (※)が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。

3 養豚経営安定対策補完事業

種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上並びに養豚経営の安定を図るための生産性の向上及び生産コスト削減に資する取組を支援するため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
- ② (1)のア～エ、(2)のア・イのいずれかより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。
ただし、(1)のエの取組を応募する場合には、(1)のア、イ又はウのいずれかと併せて応募しなければならない。
- ③ 補助金予定総額：200,000千円
- ④ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<u>(1) 集団的肉豚能力向上支援事業</u> 産子数や飼料効率の向上等による生産性向上や生産コストの低減を図るため、次に掲げる取組を自ら実施し、又は地域の生産者集団等に対し、次に掲げるアからウまでの取組への支援を実施。ただし、エの取組については、生産者集団等に対しアからウまでの取組への支援を実施する場合に限る。 ア 純粋種豚等の導入 組織的な能力向上を図る豚能力向上推進計画に基づく、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚その他の純粋種豚又は純粋種豚生産のための家畜人工授精用精液の導入	(1) の事業 179,169千円以内	1 / 2 以内 ただし、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚の補助単価については1頭当たり400千円以内、それ以外の純粋種豚の補助単価については1頭当たり100千円以内 家畜人工授精用精液の補助

事業の内容	補助金の予定額	補助率
イ 一代雑種雌豚の導入 純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚（一代雑種豚血統証明書若しくは種豚業者が交付する母豚の一腹記録簿を受けたもの（両親が種豚登録されているものに限る。）又は両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親（種豚登録されていないものに限る。）が、養豚業を営む者等が広く参加する取組として全国統一手法により実施される遺伝的能力評価（以下、「全国的な遺伝的能力評価」という。）を受けたものに限る。）の導入 ウ 特色ある肉豚生産のための種豚の導入 集団的な取組として特色ある肉豚の生産性向上に資するものであって、（ア）と（イ）のいずれの要件にも該当する種豚の導入 （ア）血統割合の2分の1以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが証明書等により確認できるもの （イ）特色ある肉豚を生産するために使用するものであって、その肉豚の血統割合の2分の1以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが規約等により定められているもの エ 事業の推進指導		単価については1本当たり10千円以内 1／2以内 ただし、一代雑種雌豚の補助単価については1頭当たり20千円以内、導入頭数については一経営体当たり30頭を上限（うち両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親が全国的な遺伝的能力評価を受けたものについては5頭を上限） 1／3以内 ただし、特色ある肉豚生産のための種豚の補助単価については1頭当たり30千円以内、導入頭数については雌の場合に限り一経営体当たりの繁殖豚の頭数の1／3を上限 定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
アからウまでの事業の円滑な推進を図るための現地指導等 <u>（２）生産性向上支援事業</u> 肉豚等の生産性向上や生産コスト削減の観点から、全国又は都道府県を区域として、次に掲げるアの取組を自ら実施し、又は地域の生産者集団等に対し、次に掲げるアの（ア）の項目への支援を実施。また、全国又は都道府県を区域としてイの取組を実施。ただし、アの（イ）の項目については、生産者集団等に対しアの（ア）の項目への支援を実施する場合に限る。 ア 飼養管理技術向上支援 （ア）豚の家畜人工授精に必要な知識の取得や飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催及び研修会修了者の現地指導の実施 （イ）事業の推進指導 （ア）の事業の円滑な推進を図るための現地指導等 イ 養豚農業実態調査 先進的な経営改善の取組の普及を図るため、養豚経営における優良事例調査（飼養管理、繁殖技術、環境対策等）及び実態調査の実施。これに係る調査事項等検討会の開催並びに調査実施後の結果分析及び報告書の作成・配布を実施。ただし、優良事例調査と実態調査は一体的に取り組むものとする。	（２）の事業 20,831千円以内	定額

4 堆肥舎等長寿命化推進事業

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設の長寿命化等を支援するため、全国を区域として下表に掲げる事業を実施

[留意点]

① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)～(3)の3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。

注：取組単位の中のそれぞれの項目を単独で応募することはできない。

② 補助金予定総額：222,300 千円

③ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(1) 堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援 堆肥舎等（堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、汚水処理施設及び脱臭施設とし、機械・装置は含まない）の長寿命化等を図るため、都道府県等を区域として次に掲げる取組に対して支援（以下の取組について、民間団体が支援に代えて自ら実施する場合も認める。） ア 地域における堆肥舎等の長寿命化のための補修等の実証に係る調査、検討等 取組主体（堆肥舎等の補修又は簡易な堆肥化処理施設の整備の実証に取り組む畜産農家と同一の畜種を飼養する畜産農家3戸以上が参加する都道府県等を区域とする集団）が行う、地域の畜産農家の堆肥舎等の経年劣化の状況の把握、畜産経営継続のために必要となる堆肥舎等の補修又は簡易な堆肥化処理施設の整備の実証のための手法検討及び実証、並びに、その成果を取りまとめて地域に普及する取組 イ 堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組に必要な資材の提供 取組主体が行う、補修の実証を行う取組に要する資材（鉄骨の再塗装用資材、腐食した木造柱を補強するための資材、屋根材の一部葺き替え用資材、劣化したコンクリート壁の補強用資材、クラック補修用資材、破損した発酵槽の補修用資材、汚水処理層の補強用資材、脱臭施設の補強用資材等）を調達する取組	(1) の事業 182,290 千円以内 うちアの事業 14,580 千円以内 うちイの事業 95,310 千円以内	定額 1 / 2 以内 ただし、資材費は1㎡当たり10千円以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ウ 簡易な堆肥化処理施設の整備の実証の取組に必要な資材の提供 取組主体が行う、簡易堆肥化処理施設の整備の実証を行う取組に要する資材を調達する取組 (2) 老朽化した堆肥舎等の補改修の推進支援 (※) 老朽化が進んでいる堆肥舎等（堆肥舎、自動攪拌装置、鶏ふん焼却ボイラー設備、畜産バ イオマス施設、脱臭施設・装置、汚水処理施設・装置等を含む）の補改修の事例調査、畜産 農家等の関係者への優良事例の普及等のため、次に掲げる取組に対して支援 ア 企画検討会等の開催 イ 事業実施に必要となる事例の調査 ウ 優良事例の普及等 (3) 畜産環境対策の推進支援 (※) 家畜排せつ物の利活用や悪臭防止、汚水処理等に係る調査・情報収集、畜産農家等の関係 者への普及等を行うため、次に掲げる取組に対して支援 ア 調査検討会の開催 イ 家畜排せつ物の利活用や悪臭防止、汚水処理等に係る調査・情報収集 ウ 調査報告書の作成及び配布等 (注) 重点テーマを定めて実施すること	うちウの事業 72,400 千円以内 (2) の事業 25,235 千円以内 (3) の事業 14,775 千円以内	1 / 2 以内 ただし、資材費は 1 m²当 り 29 千円以内（工事費を含む が、補助の対象とはしない。） 定額 定額

注: (※) が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。

5 国産畜産物安心確保等支援事業

国産畜産物の安心確保と安定供給を図るため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。

また、各メニューのうち、(2)についてはア・イの2つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。

注1：(1)のメニューの中のそれぞれの取組を単独で応募することはできない。

注2：(2)のアの(ウ)の項目に応募する場合は、(2)のアの(ア)・(イ)のいずれかと併せて応募しなければならない。

注3：(2)のイの(オ)の項目に応募する場合は、(2)のイの(ア)～(エ)のいずれかと併せて応募しなければならない。

② 補助金予定総額：542,399 千円

③ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<u>(1) 家畜個体識別システム定着化事業 (※)</u> 家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を確保し、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するため、全国を区域として、次に掲げる事業を実施 ア 新生子牛等へ装着する耳標の作成・配付・情報提供及びその方法の検討並びに個体識別情報の入力・管理 イ 個体識別情報の収集・集計・修正・分析及び提供並びに管理システム及び生産者等の出生・異動等の届出の円滑な実施を支援する仕組みの改善・構築 ウ 耳標等経費負担のあり方を含めた個体識別システムの今後の運営に関する検討会等の開催、現地での有効活用等の優良事例の調査及び情報収集等	(1) の事業 505,261 千円以内	定額 定額 定額
<u>(2) 緊急時生産流通体制支援事業</u>	(2) の事業 37,138 千円以内	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ア 緊急時の鶏肉処理体制整備等 鳥インフルエンザや自然災害の発生時に、食鳥処理場の速やかな出荷再開が可能となるよう、体制をあらかじめ整備し、発生時においては食鳥処理場の早期再開及び滞留鶏肉等の流通円滑化を図るため、畜産物の生産者によって組織され活動している団体が、全国を区域として次に掲げる事業を実施 (ア) 緊急時対応に向けた検討会の開催 鳥インフルエンザや自然災害の発生時に食鳥の集出荷・処理・流通の体制を速やかに整えるための関係者による検討会の開催 (イ) 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備・機器のリース等に対する支援 a 鳥インフルエンザ発生時に、移動制限区域内に食鳥処理場を有する食鳥処理事業者が、滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開をするに当たって必要な設備・機器のリース等に対する支援 b 食鳥処理事業者が、自然災害により被災し、通常稼働が可能となるまでの間に必要な非常用電源及び洗浄・消毒装置のリースに対する支援 (ウ) 事業の推進 (ア) 及び (イ) の事業を円滑に実施するための推進指導等	うちアの事業 21,093 千円以内	定額 1 / 2 以内 定額
イ 緊急時の食肉安全性等情報提供 口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなどの家畜疾病や食中毒事故の発生等、食肉の流通に大きな影響を及ぼす恐れのある疾病等の発生に備え、常時より国産食肉を取り巻く安全・安心に係る多様な情報の収集と消費者への普及を図るため、食肉に関する知識及び情報の提供を行っている団体が、全国を区域として次に掲げる事業を実施 (ア) 食肉学術情報の収集	うちイの事業 16,045 千円以内	定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
- a 食肉学術情報収集会議の開催 - b 食肉学術情報の収集 - c 委託研究の実施 (イ) 食肉の安全性等に関する情報の学識者等による出張講座の開催 (ウ) 食肉の安全・安心に関する意識調査の実施 - a 意識調査検討委員会の開催 - b 意識調査・分析の実施 (エ) 食肉情報普及素材の作成等 - a 普及素材作成検討委員会の開催 - b 普及素材の作成 - c インターネットを活用した情報提供体制の整備 (オ) 事業の推進 (ア) ～ (エ) の事業を円滑に実施するための推進指導等		

注：(※) が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者 1 者を採択することとする。

6 食肉流通改善合理化支援事業

食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図るため、下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。
- ② (1)のア～オの取組は、一又は複数を選択して応募することができる。(1)のアの(ア)・(イ)、(1)のイの(ア)・(イ)、(1)のウの(ア)・(イ)の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。(1)のエの(ア)～(ウ)、(1)のオの(ア)～(ウ)の項目は、すべて実施するものとする。(1)のアの(ア)のa～c、(1)のイの(イ)のa・bは、一又は複数を選択して応募することができる。(1)のイの(ア)のa～c、(1)のウの(ア)のa～e、(1)のウの(イ)のa・b、(1)のエの(ア)のa～dは、すべて実施するものとする。
- ③ (2)のイの取組に応募する場合は、アの取組と併せて応募しなければならない。(2)のウの取組は、(ア)のa～c、(イ)のa・bをすべて実施するものとし、また、ア又はイの取組と併せて応募することができない。(2)のアの(ア)～(カ)、(2)のイの(ア)～(オ)の項目は、一又は複数を選択して応募することができる。
- ④ 補助金予定総額：2,635,800 千円
- ⑤ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<u>(1) 食肉流通経営体質強化促進事業</u> ア 食肉流通機能適正化推進事業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に基づく統計基準として、総務大臣が定めた日本標準産業分類における食肉卸売業（以下（1）において同じ。）又は食肉小売業（以下（1）において同じ。）を主たる事業とする者（以下（1）において「食肉流通事業者」という。）によって組織され活動している団体（以下（1）において「食肉流通事業組合」という。）が、全国を区域として、次に掲げる事業を実施 (ア) 食肉流通機能の適正化の推進 a 食肉流通関連制度及び食肉表示等について検討するとともに、これらを遵守するこ		定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
とを推進するための協議会及び講習会の開催等 b 食品表示法等に基づく適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導の実施 c 衛生管理や品質管理を指導するための適正販売促進指導委員会の開催及び販売調査・指導の実施等 (イ) 消費者の信頼確保の推進 消費者の多様化するニーズに対応するため、実需者や関連業種等との食肉流通情報交換会・セミナーの開催等 イ 食肉流通機能強化推進事業 食肉流通事業組合が、全国又は一若しくは複数の都道府県を区域として、次に掲げる事業を実施 (ア) 共同化の推進 a 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催 b 食肉流通事業者における共同化のための新規取組 c 共同化等に係る優良事例の調査及び資料の作成 (イ) 技術習得及び経営力強化の推進 a 食肉の加工・処理技術の習得、経営や労務管理手法の習得を通じた人材・後継者の育成研修や経営力強化に資する事例調査及び普及の実施 b 持続性のある経営を図るため、法務、税務、会計、労務管理、知的財産の保護等に関する専門的知識を有する者（弁護士、税理士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、事業継承支援事業者等）による実態に即した支援を行うための体制の整備をするとともに、経営の高度化や合理化に資する取組		定額 定額 ただし、bは1／2以内とし、食肉の購入費は補助しない。 定額 ただし、bのうち専門的知識の有する者の指摘・指導を踏まえ実施する経営の高度化や合理化に資する取組については1／2以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ウ 生産者等との連携推進事業 (ア) 産地食肉流通・販売の推進 食肉小売業を主たる事業とする者によって組織され活動している団体が、全国を区域として、次に掲げる事業を実施 a 産地と連携した産地食肉（牛肉・豚肉）の販売を推進するため、産地食肉販売推進会議の開催、産地との意見交換会の開催 b 産地食肉の販売会の開催 c 生産者に対する情報提供推進費の交付 d 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付 e 産地食肉理解醸成交流活動の実施及び販売推進に係る資料の作成並びに配布 (イ) 産地銘柄食肉流通の促進 食肉卸売業を主たる事業とする者によって組織され活動している団体が、一又は複数の都道府県を区域として、次に掲げる事業を実施 a （公社）中央畜産会が策定した「産地等表示食肉の生産・出荷等の適正化に関する指針」の基準に即した銘柄食肉を消費地（首都圏、政令指定都市）に紹介し販売を推進するため、産地銘柄食肉流通促進委員会の開催、産地との意見交換会の開催、産地銘柄情報の伝達資料の作成 b 産地銘柄食肉の流通を促進するための産地銘柄食肉の配送及び保管 エ 食肉卸売市場機能強化事業（※） 食肉卸売市場の有する基本的な機能の強化を図り、食肉卸売市場の公正かつ適正な価格形成に資するため、食肉卸売市場に対する支援を行っている団体が全国を区域として、次に掲げる（ア）の a 及び b 並びに（イ）の項目を自ら実施し、食肉卸売市場において卸売をする業務を行う者が次に掲げる（ア）の c 及び d 並びに（ウ）の項目を実施するのに対		定額 ただし、c は 1 頭当たり 1,000 円以内、d は 1 / 2 以内、e の試食用資材は 1 / 2 以内 定額 ただし、b は 1 / 2 以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
して支援 (ア) 情報機能の強化 a 食肉卸売市場が買参人等に提供すべき情報の内容及び提供方法等を検討するため、関係者による検討会を開催 b a の情報を収集・伝達するシステムの確立に必要なプログラムの開発及び運営 c 食肉卸売市場の情報伝達システムの確立に必要なプログラムの開発及び運営 d 食肉卸売市場の情報伝達システムの確立に必要な機器の整備 (イ) 決済機能の強化 食肉卸売市場が決済機能の強化を図るために要する資金を融通する金融機関に対する利子補給 (ウ) 品質管理の高度化 食肉卸売市場において、せり取引における衛生管理の向上を図るために必要な機器の整備 オ 食肉取引円滑化推進事業 (※) 全国の食肉取引の円滑化や品質向上のため、全国を区域として、次に掲げる事業を実施 (ア) 食肉取引の円滑化等のための検討委員会・意見交換会の開催 (イ) 食肉取引の円滑化等のための牛肉・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究 (ウ) 食肉取引の円滑化等のための技術普及研修会等の実施 <u>(2) 国産食肉等新需要創出緊急対策事業</u> 生産、加工、流通及び販売業者が一体となり、国産食肉等（牛肉・豚肉・鶏肉・内臓）の新たな商品価値に着目し、顧客視点に立った新需要を創出する取組を推進することにより、畜産農家の経営安定と消費者の嗜好の多様化に対応した国産食肉等の生産に資するため、次		定額 定額 定額 1 / 2 以内 2 / 3 以内 定額 定額

事業の内容	補助金の予定額	補助率
に掲げる事業を実施 ア 商品性創出事業 国産食肉等の新たな商品価値を実需者等に提案するため、食肉流通に関係した活動をしている団体が、都道府県等を区域として、次に掲げる事業を実施 (ア) 生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催 (イ) 消費者ニーズに応じた国産食肉等の品質・規格の調査選定 (ウ) 訴求ポイントの科学的検証 (エ) ニーズに応じた生産出荷体制の確保 (オ) フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会の開催 (カ) 国内の販路開拓 イ 実証事業 アによる取組を踏まえ、国内の実需者に対する新たな商品価値に即した国産食肉等の販売手法を実証するため、次に掲げる事業を実施 (ア) 国内の実需者（小売・外食等）に対する調理法の開発提案 (イ) 低需要部位を使った加工品の試作 (ウ) 畜産GAP（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）に係る情報提供に資するため、食肉流通事業者の畜産GAPへの理解醸成の取組の実施（この取組のため畜産GAPの認証を取得した又は畜産GAP取得チャレンジシステムに登録された農場等で生産された国産食肉等を使用する場合は、その輸送費、食肉処理費等食肉流通に付随する経費を含む。） (エ) 部分肉の現地入札販売会の開催 (オ) 展示商談会への出展		定額 1 / 2 以内 ただし、(ウ) の国産食肉等の輸送費、食肉処理費等食肉流通に付随する経費は、1 農場当たり 50 頭を限度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ウ 普及事業（※） 新たな商品価値に即した国産食肉等のバリューチェーン構築及び給食を通じた国産食肉等の供給安定と利用拡大を図るため、次に掲げる取組を実施 （ア）優良事例の普及啓発 新たな商品価値に即した国産食肉等のバリューチェーン構築やその他の国産食肉等の新たな消費方法等についての取組を全国に普及させるため、食肉に関する知識及び情報の提供を行っている団体が、全国を区域として次に掲げる事業を実施 なお、牛肉、豚肉及び鶏肉並びにその内臓については一体的に取り組むものとする。 a モデル地域など優良事例の現地調査 b 成果の発表会及び合同商談会の実施 c 成果の取りまとめ、普及資料の作成・配布 （イ）国産食肉給食利用推進 給食を通じた国産食肉等の供給安定と利用拡大を図るための取組を全国に普及させるため、食肉に関する知識及び情報の提供を行っている団体が、全国を区域として次に掲げる事業を実施 a 国産食肉等の安全性や栄養に関する理解の醸成を図るためのセミナーの開催、安全性の普及啓発 b 国産食肉等の利用を推進するための全国協議会の開催、給食献立の提案及び調理講習会の開催		定額

注：（※）が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。

7 畜産副産物適正処分等推進事業

円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図るため、全国を区域として下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)～(3)の3つより一又は複数のメニューを選択して応募することができる。

注：メニューの中のそれぞれの取組を単独で応募することはできない。

- ② 補助金予定総額：5,873,183 千円

- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

[illegible]

8 畜産経営安定化飼料緊急支援事業

配合飼料製造業における配合飼料製造・供給コストの低減の取組を推進し、畜産経営の安定・競争力強化を図るため、全国又は都道府県等を区域として下表に掲げる事業を実施

〔留意点〕

- ① この事業については、事業内容欄のうち、(2) の取組に応募する場合は、(1) の取組と併せて応募しなければならない。
また、(2) の取組については、事業再編計画（農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の認定を得たもの）に係るものを事業対象とし、アの項目は令和元年度から 6 年度までの資金の借入れを事業対象とする。
- ② (3) の取組に応募する場合は、(1)・(2) のいずれかと併せて応募しなければならない。
- ③ 補助金予定総額：148,925 千円
- ④ 実施期間：本事業の実施期間は令和 6 年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
配合飼料製造費等低減緊急支援事業 (1) 配合飼料製造費等の低減に向けた検討等 配合飼料工場の再編・合理化等の配合飼料製造・供給コストの低減に向けた関係者による検討会の開催、事例等調査、計画策定等 (2) 配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等 配合飼料製造業者等が、(1)の計画に基づき作成し、農業競争力強化支援法第18条第1項の認定を受けた事業再編計画により行う工場再編・合理化等への支援を次に掲げる取組により実施 ア 設備導入に必要な資金の借入れに対する利子助成		定額 定額 ただし、利子助成の上限は 1.25%（助成を行う期間は令

事業の内容	補助金の予定額	補助率
イ 施設廃棄等に必要な費用の支援 当該施設廃棄に要する経費の一部を補助 (3) 事業の推進 (1) 及び (2) の事業を円滑に実施するための推進指導等		和 7 年度まで) 1 / 3 以内 定額

9 畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（家畜防疫互助基金支援事業）

伝播力が極めて強い口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合に、経営再開等までに必要な経費を相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促し、もって畜産の安定的な発展を図るため、全国を区域として下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄に掲げる取組を単独で応募することはできないが、牛、豚並びに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう（以下「鶏・その他家きん」という。）の畜種ごとに応募することができる。
- ② 補助金予定総額：170,765 千円（令和6年度分。ただし、アの（ア）の事業を除く。）
- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度から令和8年度までとする。
- ④ 実施期間における生産者積立金の単価（案）及び互助金交付上限単価（案）は別表のとおりとする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<u>（1）家畜防疫互助基金支援事業</u> 【事業の基本情報】 ① [互助金の交付財源割合] 畜産経営体：国＝1：1 ② [交付対象者] 家畜防疫互助契約を締結した畜産経営体 ③ [対象家畜の種類] 牛、豚並びに鶏・その他家きん ④ [家畜防疫互助契約] 応募団体と畜産経営体が締結 ⑤ [生産者積立金] 契約対象頭羽数に応じて徴収 ⑥ [生産者基金の管理] 生産者積立金を基金として造成し、牛、豚、鶏・その他家きんの生産者積立金ごとに区分して管理		

事業の内容	補助金の予定額	補助率
ア 家畜防疫互助事業 (ア) 互助金交付事業 対象疾病が発生した際に交付対象者へ互助金を交付	アの（ア）の事業 2,755,578 千円以内 ただし、対象疾病の発生により、補助対象者への互助金交付が必要となった場合にのみ、上記金額を補助上限額として必要額を補助する。	1 / 2 以内
(イ) 互助金交付認定事業 対象疾病が発生した際に互助金の交付単価等を認定するための会議の開催、現地調査等を実施	アの（イ）の事業 7,537 千円以内 ただし、対象疾病の発生により、補助対象者への互助金交付が必要となった場合にのみ、上記金額を補助上限額として必要額を補助する。	定額
イ 家畜防疫互助等推進事業 アの業務を円滑に実施するための推進会議の開催、事業の普及、啓発活動、調査、指導及び事業の推進を実施	イの事業 163,228 千円以内	定額

【別表】

○生産者積立金の単価（案）※公募開始時点（1/15）の案である

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	生産者積立金の単価	
牛	—	1 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
		（1）乳用牛（24 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	245 円
		（2）乳用牛（24 か月齢未満のもの）	1 頭当たり	90 円
		2 肉用牛		
		（1）肉専用種繁殖雌牛（24 か月齢以上のもの）	1 頭当たり	235 円
		（2）肉専用種繁殖雌牛（24 か月齢未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。）及び肉専用種肥育牛（肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1 頭当たり	125 円
豚	家族型	（3）肉専用種と乳用種の交雑種（以下「交雑種」という。）肥育牛（交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1 頭当たり	95 円
		（4）乳用種肥育牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。また、乳用種肥育牛になることが見込まれる牛を含む。）	1 頭当たり	90 円
	企業型	1 繁殖用種豚（雌）	1 頭当たり	340 円
		2 繁殖用種豚（雄）	1 頭当たり	340 円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1 頭当たり	60 円
	企業型	1 繁殖用種豚（雌）	1 頭当たり	380 円
		2 繁殖用種豚（雄）	1 頭当たり	380 円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1 頭当たり	70 円

鶏	家族型	1 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	7.5 円
		2 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	3 円
		3 肉用鶏	1 羽当たり	0.2 円
		4 種鶏（成鶏 ※）	1 羽当たり	9 円
		5 種鶏（育成鶏 ※）	1 羽当たり	4 円
	企業型	1 採卵鶏（成鶏 120 日齢超）	1 羽当たり	10 円
		2 採卵鶏（育成鶏 120 日齢以下）	1 羽当たり	4 円
		3 肉用鶏	1 羽当たり	0.3 円
		4 種鶏（成鶏 ※）	1 羽当たり	12 円
		5 種鶏（育成鶏 ※）	1 羽当たり	6 円
うずら	—		1 羽当たり	1.5 円
あひる	—		1 羽当たり	2 円
きじ	—		1 羽当たり	2 円
ほろほろ鳥	—		1 羽当たり	2 円
七面鳥	—		1 羽当たり	2 円
だちょう	—		1 羽当たり	190 円

※ 種鶏の成鶏、育成鶏の日齢については、家畜防疫互助契約において契約対象農場毎に定める日齢とする。

○互助金交付上限単価（案）※公募開始時点（1/15）の案である

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価
1 経営支援互助金 （1）乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。） ア 乳用牛（24 か月齢以上のもの） イ 乳用牛（12 か月齢以上 24 か月齢未満の雌） ウ 乳用牛（12 か月齢未満の雌） （2）肉用牛 ア 肉専用種 （ア）繁殖雌牛（24 か月齢以上のもの） （イ）繁殖雌牛（12 か月齢以上 24 か月齢未満のもの）及び肥育牛（雌、12 か月齢以上のもの） （ウ）肥育牛（雄、12 か月齢以上のもの） （エ）子牛（12 か月齢未満のもの） イ 交雑種 （ア）肥育牛（12 か月齢以上のもの） （イ）子牛（12 か月齢未満のもの） ウ 乳用種（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。） （ア）肥育牛（12 か月齢以上のもの） （イ）子牛（12 か月齢未満のもの） （3）豚 ア 家族型 （ア）繁殖用種豚（雌） （イ）繁殖用種豚（雄）	1 頭当たり 200,000 円 1 頭当たり 27,000 円 1 頭当たり 23,000 円 1 頭当たり 198,000 円 1 頭当たり 56,000 円 1 頭当たり 56,000 円 1 頭当たり 56,000 円 1 頭当たり 32,000 円 1 頭当たり 32,000 円 1 頭当たり 27,000 円 1 頭当たり 23,000 円 1 頭当たり 49,000 円 1 頭当たり 49,000 円

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価	
(ウ) 肥育豚 (21 日齢以上のもの)	1 頭当たり	10,000 円
イ 企業型		
(ア) 繁殖用種豚 (雌)	1 頭当たり	56,000 円
(イ) 繁殖用種豚 (雄)	1 頭当たり	56,000 円
(ウ) 肥育豚 (21 日齢以上のもの)	1 頭当たり	11,000 円
(4) 鶏		
ア 家族型		
(ア) 採卵鶏 (成鶏 120 日齢超)	1 羽当たり	790 円
(イ) 採卵鶏 (育成鶏 120 日齢以下)	1 羽当たり	370 円
(ウ) 肉用鶏	1 羽当たり	25 円
(エ) 種鶏 (成鶏 ※1)	1 羽当たり	1,020 円
(オ) 種鶏 (育成鶏 ※1)	1 羽当たり	470 円
イ 企業型		
(ア) 採卵鶏 (成鶏 120 日齢超)	1 羽当たり	970 円
(イ) 採卵鶏 (育成鶏 120 日齢以下)	1 羽当たり	450 円
(ウ) 肉用鶏	1 羽当たり	30 円
(エ) 種鶏 (成鶏 ※1)	1 羽当たり	1,300 円
(オ) 種鶏 (育成鶏 ※1)	1 羽当たり	600 円
(5) うずら	1 羽当たり	200 円
(6) あひる	1 羽当たり	320 円
(7) きじ	1 羽当たり	320 円
(8) ほろほろ鳥	1 羽当たり	320 円
(9) 七面鳥	1 羽当たり	320 円
(10) だちょう	1 羽当たり	31,900 円

家畜の種類、契約区分及び家畜の区分	交付上限単価	
2 焼却・埋却等互助金		
(1) 乳用牛及び肉用牛		
ア 家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）第 59 条の規定に基づく費用の交付がある場合	1 頭当たり	37,000 円
イ その他	1 頭当たり	74,000 円
(2) 豚		
ア 家伝法第 59 条の規定に基づく費用の交付がある場合	1 頭当たり	2,000 円
イ その他	1 頭当たり	4,000 円
(3) 鶏 ※2	1 羽当たり	80 円
(4) うずら ※2	1 羽当たり	80 円
(5) あひる ※2	1 羽当たり	80 円
(6) きじ ※2	1 羽当たり	80 円
(7) ほろほろ鳥 ※2	1 羽当たり	80 円
(8) 七面鳥 ※2	1 羽当たり	80 円
(9) だちょう ※2	1 羽当たり	3,520 円

※1 種鶏の成鶏、育成鶏の日齢については、家畜防疫互助契約において契約対象農場毎に定める日齢とする。

※2 焼却・埋却等互助金の支払額は、鶏及びその他家きんにあつては、交付対象疾病の発生により死亡又は家伝法第 16 条の規定に基づき殺処分された鶏及びその他家きんとして家畜防疫員等が確認した鶏及びその他家きんの羽数に交付上限単価を乗じた金額を限度として、焼却・埋却等に要した経費の 9 割相当額から家伝法第 21 条に基づく焼却等に対する交付金を差し引いた額とする。

10 国産乳製品等競争力強化対策事業

国産チーズの品質向上及び競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の品質向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、国産チーズの需要拡大に向けた下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。また、このうち(2)のア～ウの3つより、一又は複数の取組及び項目を選択して応募することができる。

注：(1)のイの取組は単独で応募することができない。

- ② 補助金予定総額：4,400,136 千円

- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和6年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<u>(1) 国産チーズ生産奨励事業</u> 全国又は一若しくは複数の都道府県を区域として、次に掲げる取組を自ら実施 ア 国産チーズ生産奨励対策 チーズ向け生乳の品質向上のため、乳質向上等に資する取組を実施した上で、事業実施主体が設定したチーズ向け生乳の乳質基準を満たした生乳に対する奨励金の交付	(1) の事業 4,074,770 千円以内	定額 チーズ向け生乳 1 kg 当たり 6 円以内 ただし、特色あるチーズ生産のための取組を実施した場合は、1 kg 当たり 5 円以内を、輸出に関する取組を実施した場合は、1 kg 当たり 4 円以内を、チーズ向け生乳を増加させた場合は、増加分 1 kg 当たり 20 円以内をそれぞれ加算

事業の内容	補助金の予定額	補助率
イ 国産チーズ生産奨励対策の推進 アの取組を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導等 <u>(2) 国産チーズ競争力強化支援対策事業</u> 全国又は一若しくは複数の都道府県を区域として、次に掲げるア、イ（（ウ）のbを除く。）及びウの取組のうち一若しくは複数の取組を自ら実施し、又は都道府県若しくはその一部を区域とする地域チーズ協議会等がイの（ウ）のbの項目を実施するのに対して支援を実施 ア 品質向上対策 国産チーズの品質向上を図るため、以下の取組を実施 （ア）国内外から講師を招へいた国内短期研修会の開催 （イ）海外チーズ工房等現地調査の開催（※） （ウ）チーズ工房等における国内長期研修会及び海外チーズ工房等における長期研修会の開催（※） （エ）（ア）から（ウ）の取組の円滑な推進を図るための指導等 イ ブランド化対策 国産チーズのブランド化を図るため、以下の取組を実施 （ア）国産ナチュラルチーズ国内コンテストの開催（※） （イ）国産ナチュラルチーズの海外チーズコンテストへの出品の実施（※） （ウ）地域のチーズ工房等の連携による地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組（※） a 地域チーズ協議会の立上げ等に係る検討会開催、先進事例等の調査、計画策定支援 b 地域の特色を活かしたチーズの試作品の企画・製造、販売戦略の立案・実行	（2）の事業 325,366 千円以内	することができる 定額 定額 定額 1 / 2 以内

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(エ) (ア) から (ウ) の取組の円滑な推進を図るための指導等 ウ 消費拡大対策 国産チーズの消費拡大を図るため、以下の取組を実施 (ア) 国産チーズを日本の食文化に取り入れるための取組 (イ) インターネットを活用した PR 活動の取組 (※) (ウ) マスメディアを対象とした PR 活動の取組 (※) (エ) 国産チーズの価値訴求、展示、PR によるチーズの普及活動（一般消費者を対象とした普及活動については参加者 100 名以上のものに限る） (オ) (ア) から (エ) の取組の円滑な推進を図るための指導等		定額 1 / 2 以内 ただし、イのブランド化対策と同時に開催する取組については試食チーズ代を除き定額

注: (※) が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。